

公設学童クラブ利用案内

1 学童クラブの概要

(1) 利用期間

4月1日から翌年3月31日（翌年度も利用を希望する場合は、再度申込みが必要です。）

※日曜日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

(2) 開所時間

◆平日 授業終了後から午後6時30分まで

◆土曜日・長期休業日 午前7時30分から午後6時30分まで

2 料金について

(1) 料金について

◆利用料 別紙「学童クラブ利用料（通年）」を御参照ください。

※利用日数にかかわらず月額です。

◆おやつ代 月額2,000円（定額）

※土曜日分のおやつ代は含みません。

※お休みした日のおやつは、次回利用日等にお渡しします。

◆その他 保険料に加え、行事の際などは実費負担となります。

(2) 納付について

利用料の納付については、口座振替の利用をお願いしています。当月分を月末に引き落としします。

口座振替開始前の利用料は、別途送付する納入通知書で金融機関等にて納付してください。

登録している口座の変更や口座振替済通知書の発行を希望する方は、保育課に御連絡ください。

おやつ代・保険料は、学童クラブへ直接納付してください。納付期限は学童クラブごとに御案内がありますので、必ず期限までに納付してください。

(3) 利用料の滞納について

納付期限内に納付がない場合は、督促状、催告書、電話等による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、利用の承認を取り消し、又は利用を一時停止します。

3 届出が必要な場合

以下の場合には「**利用変更届**」を学童クラブ又は保育課まで提出してください。

利用変更届は学童クラブと保育課に用意してあります。市公式ウェブサイトからダウンロードもできます。

(1) 利用の休止（1か月を通してお休み）をする場合

届出期限：前月末までに ※届出が遅れた場合は、利用料及びおやつ代がかかります。

◆休止は年度内累計3か月まで可能です。当該期間は利用料及びおやつ代はかかりません。

◆利用を開始した月は休止できません。

(2) 利用の取止めをする場合

届出期限：前月末までに ※届出が遅れた場合は、利用料及びおやつ代がかかります。

(3) 申込み内容に変更が生じた場合

届出期限：変更後すみやかに

- ◆児童又は保護者の住所・氏名・連絡先・世帯構成に変更があった場合
- ◆勤務先に変更があった場合（変更後の就労証明書等も提出してください。）
- ◆求職中・起業準備で申込みし、就労が決定した場合（就労証明書等も提出してください。利用承認期間が年度末まで延長されます。）
- ◆仕事を辞めた場合（利用要件がなくなった場合は利用取り消しとなります。ただし、退職後、求職・起業準備をされる場合は、求職申立書を提出してください。求職中の場合の利用承認期間は、3か月となります。）

4 その他

(1) 通所・送迎について

- ◆授業のある日は、授業終了後、学年やクラスごとに集団で通所してもらいます。
- ◆土曜日・長期休業日は、必ず部屋の前まで保護者の付き添いをお願いします。
- ◆児童の送迎は開所時間内に保護者の責任でお願いします
- ◆保護者以外の代理の方がお迎えにくる場合は、事前に学童クラブに連絡してください。
- ◆児童の体調が悪い時は、お預かりすることができません。また、利用中に体調を崩した場合は、すぐに御連絡いたしますので、お迎えをお願いします。

(2) 欠席の連絡について

欠席する場合は学童クラブに必ず連絡してください。

(3) 傷害保険について

学童クラブでは、児童全員が傷害保険に加入します。通所中、活動中、帰宅中に発生した傷害に適用されます。詳細は各学童クラブからの御案内を御確認ください。

(4) 投薬について

学童クラブの支援員が児童に投薬することはできません。（点眼や塗り薬を含む）

※ただし、アレルギー対応のエピネフリン自己注射薬につきましては、学童クラブに御相談ください。

(5) 学校・学年・学級閉鎖の場合

新型コロナウイルス感染症等により、学校閉鎖の場合は、学童クラブを休所します。

学年・学級閉鎖の場合は、その学年・学級の児童は、感染の有無に関わらず閉鎖期間中は利用できません。

(6) 災害時の対応

災害発生時や悪天候等により災害の発生するおそれがあり学校が休校等の場合は、学童クラブを休所します。その他、災害の状況によっては開所できない場合があります。

詳細につきましては、別紙「公設学童クラブの臨時休所の基準」を御確認ください。

(7) 緊急時の対応

児童の安全と健康管理には、細心の注意を払うよう心がけていますが、万一学童クラブの利用中に怪我・急病等の緊急事態が生じた場合には、学童クラブの支援員が対応するとともに、保護者に御連絡し、お迎えをお願いします。勤務先等へ連絡することもありますので、あらかじめ御了承ください。

5 連絡先

◆利用の承認、利用料、取止め等に関すること

→茂原市役所 保育課 TEL：0475-36-5656

◆出欠や送迎に関すること

→各学童クラブへ御連絡ください。

- ・東郷第1学童クラブ TEL：0475-25-5223 又は 東郷福祉センター TEL：0475-25-5882
- ・東郷第2学童クラブ TEL：070-2815-3010 又は 東郷福祉センター TEL：0475-25-5882
- ・二宮学童クラブ TEL：080-2339-6476
- ・中の島学童クラブ TEL：0475-25-6622
- ・せんだん学童クラブ TEL：0475-25-1400
- ・萩原第2学童クラブ TEL：070-3073-1013
- ・豊岡学童クラブ TEL：070-3073-1014 又は 豊岡福祉センター TEL：0475-34-8321

学童クラブ利用料（通年）

利用料				口座振替予定日 （令和8年度） ※予定日は変更となる 可能性があります。
月	世帯区分			
	一般世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度住民税非課税世帯 ・ひとり親家庭等※ ・同一世帯で2人以上利用する世帯の2人目以降 	生活保護法による被保護世帯	
4月	9,000円	4,500円	0円	令和8年4月30日 （木曜日）
5月	8,000円	4,000円		令和8年6月1日 （月曜日）
6月	8,000円	4,000円		令和8年6月30日 （火曜日）
7月	10,000円	5,000円		令和8年7月31日 （金曜日）
8月	12,000円	6,000円		令和8年8月31日 （月曜日）
9月	8,000円	4,000円		令和8年9月30日 （水曜日）
10月	8,000円	4,000円		令和8年11月2日 （月曜日）
11月	8,000円	4,000円		令和8年11月30日 （月曜日）
12月	9,250円	4,620円		令和8年12月25日 （金曜日）
1月	8,750円	4,370円		令和9年2月1日 （月曜日）
2月	8,000円	4,000円		令和9年3月1日 （月曜日）
3月	9,500円	4,750円		令和9年3月25日 （木曜日）

※ひとり親家庭等：児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費等助成を受給している世帯

※口座振替日の前日までに、口座残高を御確認ください。

※おやつ代月額2,000円は学童クラブで納付してください。

※土曜日のみ公設学童クラブを利用する方で、平日に民設学童クラブを利用している場合は、公設学童クラブの利用料はかかりません。

公設学童クラブの臨時休所の基準

休所基準	時点	学童クラブの対応
以下のいずれかが発表・発令 ①茂原市において大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報のいずれかが発表 ※気象庁が発表 ②茂原市のいずれかの区域で警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報発令 ※茂原市が発令 ③地震発生時、茂原市において震度5強以上が発表 ※気象庁が発表	午前6時の時点で基準に該当した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・基準に該当した時点で、臨時休所とします。 ・午前中の早い段階で警報・警戒レベルが解除され、小学校が開業した場合は、安全を確認し、受入態勢が整った時点で開所します。 ・長期休業中の際は、一日臨時休所とし、中途での開所はしません。
	小学校登校後又は学童クラブ登所後に基準に該当した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校が保護者引き渡しによる下校の対応をしたときは、学童クラブは臨時休所とします。 ・上記以外については、開所し、児童は学童クラブへ留め置きま <p>ただし、保護者には安全に配慮した上で早めのお迎えをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中の際は、保護者には安全に配慮した上で早めのお迎えをお願いします。

※注意事項

1. 休所を決定した際は、各公設学童クラブに連絡するとともに、速やかに保護者にメールで通知します。
2. 休所した場合、民設学童クラブに対してその旨をメールで情報提供します。
 なお、小学校が休業するときは、学童クラブも休所とします。
3. 上記基準に該当した場合でも、実際の気象状況等により休所しない場合もあります。